

第1回 広島県CALS/EC連絡協議会 次第

平成16年1月20日(火) 14:00~16:00
八丁堀シャンテ3階 鯉城(広島市中区上八丁堀8-28)

1 開会

2 議事

(1) 広島県CALS/EC連絡協議会の設置について

(2) 広島県における取組について

(3) その他

3 閉会

【配布資料】

- (資料) 広島県CALS/EC連絡協議会規約(案)
- (資料) 広島県CALS/EC連絡協議会 会員名簿
- (資料) 広島県電子調達等推進計画の策定について
- (資料) 広島県のCALS/ECへの取り組みと連絡協議会について
- (資料) 広島県におけるCALS/ECの推進について
- (資料) 広島県CALS/EC連絡協議会による普及促進活動について
- (参考1) 広島県電子調達等推進計画
- (参考2) ITによる効率的な公共事業の執行に向けて《パンフレット》
- (参考3) 公共事業のITによる革新《パンフレット》

CALS/ECとは、「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙で交換されていた情報を電子化すると共に、ネットワークを活用して各業務部門をまたぐ情報の共有・有効活用を図るための仕組みです。

CALS : Continuous Acquisition and Life - cycle Support 「継続的な調達とライフサイクルの支援」
EC : Electronic Commerce 「電子商取引」

広島県CALS/ECC連絡協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、広島県CALS/ECC連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本県において、公共事業執行のIT化であるCALS/ECCを受発注者一体となって推進するため、意見交換や必要な調整を行いながら、それぞれの取組の方向性や内容について整合を図るとともに、CALS/ECCの着実な浸透を目指した普及促進活動を行う。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)本県におけるCALS/ECCに関する受発注者の意見交換及び連絡調整
- (2)本県におけるCALS/ECCの普及促進

(会員)

第4条 会員は別表1のとおりとする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名

(役員の選任)

第6条 会長は、広島県土木建築部技術管理総室長をもって充てる。

2 副会長は、財団法人広島県建設技術センター理事長をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じ会長が召集する。

(電子納品分科会)

第9条 本会の電子納品に関連した業務について、より詳細な調整を行うため、電子納品分科会を置く。

2 電子納品分科会は別表2の機関から、各機関の長が推薦した者により構成する。
3 分科会に、会を統轄する班長を置く。

(事務局)

第10条 本会及び分科会の事務局は広島県土木建築部技術管理総室技術調整室に置く。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する

別表 1

広島県C A L S / E C連絡協議会会員

会長	広島県土木建築部技術管理総室長
副会長	財団法人広島県建設技術センター理事長
会員(県)	広島県農林水産部農村整備総室技術管理室長
	広島県土木建築部管理総室建設産業室長
	広島県土木建築部技術管理総室技術指導室長
	広島県土木建築部都市局建築総室营造室長
会員(市町)	広島市都市計画局指導部技術管理課長
	呉市土木建設部土木課長
	福山市建設部技術検査課長
	坂町産業建設課長
	豊平町建設課長
会員(外郭)	広島県道路公社建設課長
	広島高速道路公社企画調査部技術管理課長
会員(受注者)	社団法人広島県建設工業協会情報化担当役員
	広島県建設業協会連合会情報化担当役員
	社団法人広島県管工事業協会情報化担当役員
	社団法人広島県造園建設業協会情報化担当役員
	社団法人広島県法面協会情報化担当役員
	社団法人広島県リフォーム建設協会情報化担当役員
	社団法人広島県浄化槽協会情報化担当役員
	社団法人広島電業協会情報化担当役員
	社団法人広島県土地改良事業団体連合会情報化担当役員
	社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部情報化担当役員
	社団法人広島県測量設計業協会情報化担当役員
	社団法人中国地質調査業協会広島県支部情報化担当役員
会員 (アドバイザー)	社団法人広島県建築士事務所協会情報化担当役員
	国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課建設専門官
事務局	財団法人日本建設情報総合センター中国地方センター長
	広島県土木建築部技術管理総室技術調整室長

別表 2

電子納品分科会構成員 所属機関

班長	広島県土木建築部技術管理総室
	財団法人広島県建設技術センター
	呉市土木建設部
	社団法人広島県建設工業協会
	広島県建設業協会連合会
	社団法人広島県測量設計業協会

広島県CALS/EC連絡協議会 会員名簿

(敬称略)

	所 属・役 職	氏 名	備 考
会 員 (県)	広島県土木建築部技術管理総室長	田原 克尚	
	広島県農林水産部農村整備総室技術管理室長	大伴 正行	
	広島県土木建築部管理総室建設産業室長	岡崎 俊	
	広島県土木建築部技術管理総室技術指導室長	狭戸尾 浩	
	広島県土木建築部都市局建築総室营造室長	山田 延弘	
会 員 (市 町)	広島市都市計画局指導部技術管理課長	坂本 孝昭	課長補佐三好史久
	呉市土木建設部土木課長	赤坂 猛男	
	福山市建設部技術検査課長	渡辺 元男	
	坂町産業建設課長	三登 英生	
	豊平町建設課長	道川 徳男	
会 員 (外 郭)	財団法人広島県建設技術センター理事長	縫部 勝彌	
	広島県道路公社建設課長	藤井 誠司	
	広島高速道路公社企画調査部技術管理課長	甲斐 雅和	係長鈴木晃
会 員 (受注者)	社団法人広島県建設工業協会 理事	柴田 修三	
	広島県建設業協会連合会	田村 安孝	
	社団法人広島県管工事業協会 専務理事	斎藤 全	
	社団法人広島県造園建設業協会 理事	片桐 敬	
	社団法人広島県法面協会 技術委員長	加藤 辰夫	
	社団法人広島県リフォーム建設協会 理事	渡辺 黙市	
	社団法人広島県浄化槽協会 理事長	児玉 義昭	
	社団法人広島電業協会 理事・政策委員長	貫名 賢	
	社団法人広島県土地改良事業団体連合会 事業部長	下垣 雅史	
	社団法人建設コンサルタント協会中国支部 CALS/EC 委員会委員	中ノ堂 裕文	
	社団法人広島県測量設計業協会 理事	池田 和徳	
	社団法人中国地質調査業協会広島県支部 情報化委員会委員長	國弘 直信	
	社団法人広島県建築士事務所協会	向井 勉	
会 員 (アドバイザー)	国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課建設専門官	嶋谷 昌次	係長亀井久勝
	財団法人日本建設情報総合センター-中国地方センター長	大久保 尊善	
事 務 局	広島県土木建築部技術管理総室技術調整室長	余川 順三	

電子納品分科会 構成員名簿

所 属	氏 名	備 考
広島県土木建築部技術管理総室技術調整室	松森 善郎	班長
広島県土木建築部技術管理総室技術指導室	佐々木 一雄	
財団法人広島県建設技術センター	玉井 武	
呉市土木建設部土木課	田中 雅信	
呉市土木建設部土木課	垣内 啓作	
社団法人広島県建設工業協会	武田 信保	
広島県建設業協会連合会	大世渡 登	
社団法人広島県測量設計業協会	堂面 健	

広島県電子調達等推進計画の策定について

1 要旨

本県における調達事務の電子化を計画的・効率的に進めるための具体化計画として、広島県電子調達等推進計画を策定した。

2 計画概要

(1)位置付け

広島県行政情報化推進計画における電子県庁構築に向けた「調達の電子化」に係る個別計画
公共事業のIT化に向け国土交通省等が推進するCALS/ECC(公共事業支援統合情報システム)
の県版行動計画

(2)調達電子化のねらい

受発注者双方の調達関連事務の効率化・負担軽減

調達各プロセスの情報を電子化することによる事務効率化や、通信ネットワークの活用による受注者の移動・対面処理等の負担軽減を実現。

行政の透明性向上

調達に係る開示情報の充実による、透明性の一層の向上。

地域社会へのIT化促進

事業者のIT化が促進されることによる、地域社会全体のIT化への波及。

(3)基本的な考え方

調達分野(公共事業・物品等)や部局に関わらず、全調達の電子化を最終目標とし、公共事業分野から先行的に実施。

受注者側の対応力に十分考慮しつつ、大規模事業から段階的に導入し順次対象を拡大。

県が牽引的に市町村との共同システム化に取り組み、普及展開を促進。

- ・H14 市町村共同アウトソーシング研究(行政情報化推進室)の成果を詳細設計へ反映
- ・運営形態等は、市町村電子自治体推進協議会で他の共同システムと併せて検討(H15)

具 体 化

(4)実施内容と展開スケジュール

3類型に分類し、当面は「将来の全面電子化に備えた基盤の確立と環境整備」を目標に展開。

類型	具体的な内容	導入・展開スケジュール					
		14	15	16	17	18~	
情報開示	・調達ホームページの開設・整備 ・市町村との統合検索システムの構築	開発	機器調達	運用(開示)開始 ～順次内容充実～			
発注手続	・資格審査・入札手続の基本システム構築 (市町村共同システム)	基本設計	詳細設計・開発・実験	試行実施 ～段階的導入～			
実施手続	・完成図書・写真等成果物の電子納品	整備検討	基準類整備、活用受入体制	電子納品実験～試行～段階的導入			

CALS : Continuous Acquisition and Life cycle Support 「継続的な調達とライフサイクルの支援」
ECC : Electronic Commerce 「電子商取引」
CALSはもともと、米軍国防総省が1980年代に軍の後方支援のために作った、ペーパーレスを図るために情報システムのコンセプト

広島県のCALS/ECへの取り組みと連絡協議会について

(16.1.20 広島県技術調整室)

1 概要

県では平成14年度に策定した広島県電子調達等推進計画に基いて、「情報開示」・「発注手続」・「実施手続」の類型ごとに具体化を推進している。

平成16年度からは、構築を進めているシステム等を使った試行を開始する予定であるが、その円滑な実施、さらに、より早期に県内公共事業の受・発注者がともに電子化の効果を得るには、受注者や市町村等を含むすべての関係者が積極的で整合のとれた取り組みを展開する必要があることから、この連絡協議会において協議・調整等を実施しながら推進を図る。

2 現在の類型ごとの取り組み状況

(1) 情報開示

- 公共事業について、発注見通しや入札公告、入札結果や契約結果等の情報をインターネットに開示する、調達情報開示システムを開発し、テストを実施中
- 平成16年度当初からの運用開始を予定

(2) 発注手続

- 建設工事及びコンサルタント業務について、入札参加資格審査申請受付と入札の手続をインターネットを介して実現するシステムを、電子入札コアシステムを使って現在開発中
- 本システムは県内市町村との共同利用を行うため、運営母体として、広島県市町村電子自治体推進協議会に電子入札運営部会を設置してシステム内容の具体協議・調整を推進中
また、これと並行して、現在、市町村に対して早期の共同利用への参画を呼びかけ中
- 平成16年11月ころから試行運用開始を予定

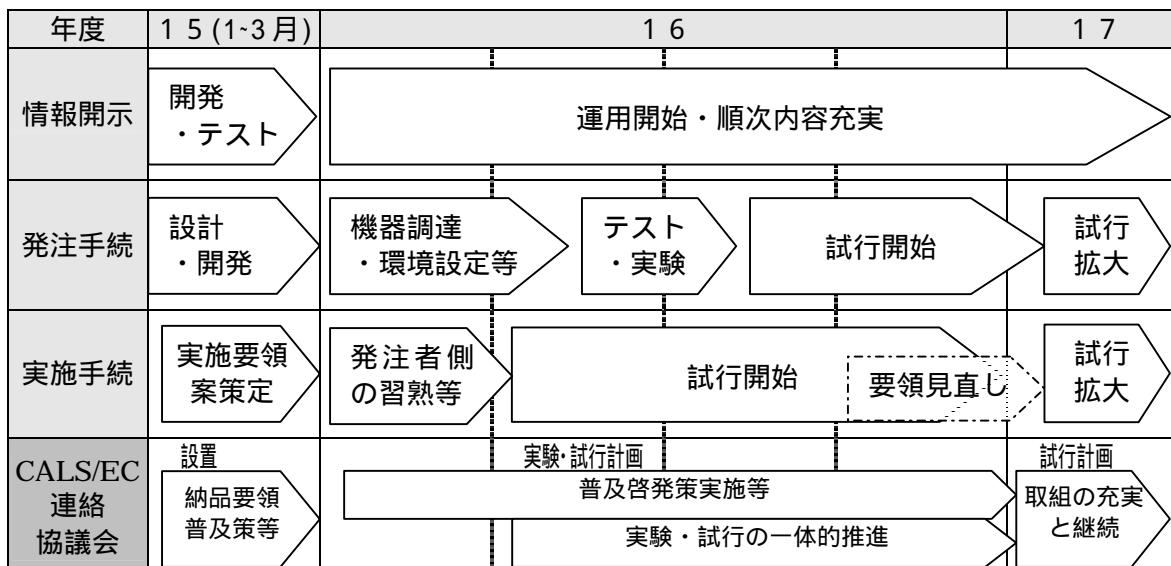
(3) 実施手続

- 電子化の中心施策である電子納品について、具体化の検討を開始
- 本協議会（分科会）における今後の議論等を踏まえ、今年度、本県における電子納品の実施要領（案）を整理し、平成16年度から各発注機関での試行を予定

3 概略スケジュール

今年度、本協議会において、実施手続（電子納品）と普及啓発施策についての具体化検討を実施し、平成16年度からの実施につなげる。

また、平成16年度に実験・試行を行うものについては、その計画等を本協議会に諮った上で行うものとする。



広島県におけるCALS/ECCの推進について（電子納品を中心として）

平成16年1月20日

1 CALS/ECC推進における基本認識

IT技術の活用による公共事業執行の効率化をめざすCALS/ECCを、受発注者双方にとって効率的な取組とするには、県内業者の実態や意向を踏まえつつ、受発注者が足並みを揃えて計画的に進めが必要である。

中でも電子納品は、関係者が多岐にわたり、影響は広範にわたるため、特に慎重に取組を進める必要がある。

受注業者においてCALS/ECCのために必要となるIT関係経費の確保や人材等の育成は、あくまでも受注業者が主体的に行うものであるが、経営環境が厳しい昨今、県側のシステム整備のみでは十分対応がなされず、受発注者共に真の事務効率化が実現できない可能性がある。

したがって、受発注者双方にとって効率的な取組とするには、受注業者の自主的な取組を尊重しながら、県内業者の実態や意向を踏まえつつ、受発注者が足並みを揃えて計画的に進めが必要である。

また、CALS/ECCのうち、電子納品については、その導入により省スペースや段階毎の修正作業等が容易になるとともに、多様な関係者間でデータの再利用や有効活用が期待できる。

しかし、この事務効率化は、現場の全ての技術者がそれぞれIT機器等を使いこなせて初めて実現可能となるが、関係者数は発注者・受注者ともに多く、影響は広範にわたるため、慎重に取組を進める必要がある。

なお、来年度以降、順次取組を拡大し、CALS/ECCの全面展開に備えるためには、県の取組内容等について広く県内業者等の理解と浸透を図る必要があるため、協議会を活用しながら普及促進活動を実施することが必要である。

2 本県における電子納品推進にあたって

電子納品は、受注者だけでなく発注者にとっても実質的に新たな取組となるため、発注者内部での検討や習熟を十分に行いながら取組を進める必要がある。

この取組にあたっては、工事監督業務などの関連業務を熟知し、各種研修業務を実施している広島県建設技術センターを支援機関として活用することとする。

実質的に新たな取組である電子納品に対し、県庁内に「電子納品検討会」を設置し、各種検討を十分に行いつつ、必要な習熟策も実施しながら、各職員への取組拡大を図るものとする。

また、電子納品の実務では、関係基準類やソフト操作方法などの様々な知識が求められるとともに、県発注事業に統一して県内市町村への展開が必要であることも考慮すると、これまで市町村事業も含めて公共事業執行の支援実績があり、各種研修業務を実施している県建設技術センターを支援機関として位置付け、活用することとする。

3 広島県電子納品実施要領の策定

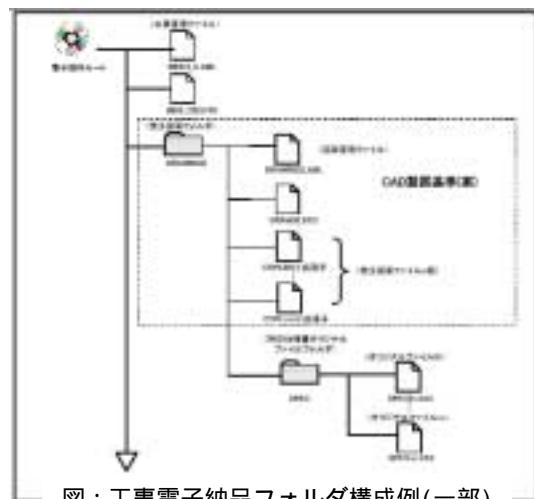
本県の電子納品の実施にあたっては、国土交通省により策定済みの基準類に準拠して電子納品を進めるこことするが、これを円滑に実施するため、この基準類を補完する「県電子納品実施要領」を定めることとする。

同要領は、次の三つの視点に基づき同基準類の運用上の取決めなどを明らかにするものとする。

- 1 電子化範囲の適正化
- 2 県の実態反映
- 3 担当者の理解促進

(1) 国土交通省の基準類

		業務委託	工事
全般		設計業務等電子納品要領	工事完成図書の電子納品要領
		事前協議ガイドライン(土木設計業務編)	事前協議ガイドライン(土木工事編)
個別基準	書類	同上	同上
	図面類	CAD 製図基準	
	写真	デジタル写真管理情報基準	
	地質調査	地質調査資料整理要領	
	測量	測量成果電子納品要領	



図：工事電子納品フォルダ構成例(一部)

(2) 国土交通省の基準類の取扱い

次の観点から国土交通省の基準類は基本的に準拠する。

全国標準の尊重

- ・ 受注者としては、各発注者（国と県）での使い分けといった煩雑な作業が回避される。
- ・ 電子納品が適切に行われているかどうかを確認するチェックソフトなど、国土交通省版として市販されているものが利用可能である。新たなソフト開発費等が不要。

基準類の内容について

- ・ 国の基準類には必要と考えられる項目は十分に盛り込まれていると考えられる。
 - * 各種管理ファイル～電子データファイルの検索、参照、再利用を可能とするため、各電子ファイル(ワード、エクセル、写真)の属性を明示する管理用のファイル。
 - * 報告書ファイル～使用ソフトを問わず、データの再利用を行う場合があることを考慮して、一定の検索等も可能な PDF ファイルを報告書ファイルとして提出するとともに、報告書のオリジナルファイルも提出する。

(3) 県実施要領策定にあたっての基本的な考え方

電子化範囲の適正化

国土交通省の基準類で義務化している事項について、県レベル(県担当、受注業者)で事实上困難なものがいかなど検討し、支障があるものについて、電子化対象としないことを運用レベルで取決める。

県の実態反映

県と国土交通省との事務実態の差等により、国土交通省基準に追加・補足して取決めるべき事項がある場合には、追記する。

担当者の理解促進

関係する基準の量(頁)が多い上に、実務に携わる担当者は多岐に渡るため、電子納品に対する理解を促進し混乱を防止する観点から、十分咀嚼した説明を出来るだけ追記する。

4 実施要領検討におけるポイント

ポイントとして考えられる項目は、次のとおり。

- ・ 国基準の適用範囲(及び解説)
- ・ C A Dのファイル形式
- ・ 検査の実施方法
- ・ 納品方法(部数、紙・電子)

この他に、現状では電子化が困難な書類等（品質証明関係、カタログ…）の取扱い方針についても、できる限り明らかにすることが望まれる。

また、電子納品の展開スケジュールや県内市町村事業への適用といった、電子納品の進め方に関する事項についても、その考え方を明らかにする。

5 実施要領の取扱い

県実施要領は今年度中に策定完了する。これに基づいて平成16年度当初から電子納品の試行を実施する。

また、試行の結果から新たな課題等が得られた場合や国基準類の改訂等があった場合には、必要に応じて県実施要領の部分改訂等を行い、翌年度以降の取組内容等に反映させることとする。

平成16年度の電子納品の試行は、主な発注機関（各地域事務所建設局等）数件程度を目途に、特記仕様書上に実施要領の適用を明記した上で実施するものとする。平成17年度以降、順次対象を拡大する。

なお、平成16年度に実施する試行の対象案件は、該当案件を事前に特定した上で実施するものとする。

ここでいう電子納品の試行とは、成果品を電子化して電子媒体で受注者が発注者に提出することを指しており、現時点では、提出されたデータは当面媒体のまま保管することを想定している。

データの保管管理システムの構築・利用によるデータの有効活用については、試行により得られた電子データの蓄積状況等をふまえながら、そのシステムの望ましい仕様等（データ容量、保管対象ファイル、他システムとの連携）について引き続き検討を行う。

6 部門の取扱い

国の電子納品関係基準類は、対象事業ごとに、国土交通省、国土交通省港湾局、国土交通省官庁営繕部、農林水産省がそれぞれ策定しており、本県における各基準類の取扱いについては留意が必要である。

所管事業に相違点や特色があるため、国土交通省が策定したものをベースとして、各省・各局毎に基準類を策定している。

来年度の電子納品の実施は、当面土木分野を中心に試行を進めることとしており、その他の部門の取扱いについては、次年度以降に検討する。

7 その他

(1) 国及び他府県の電子納品要領等

	国土交通省 電子納品要領	国土交通省 運用ガイドライン	大阪府土木部 電子納品要領	愛媛県土木部 電子納品要領*3
国土交通省 基準・要領 への準拠			準拠	国要領・県要領どちらを使うかは協議による
CAD データファイル のフォーマット	CAD 製図基準による (SXF 形式*1 (p21))	同左	SXF 形式 (sfc)	SXF 形式 (sfc または p21), 協議結果によっては TIFF, PDF
オリジナル ファイルの 主な形式	受発注者で協議し 決定	(データコンバート ができるべき *2)	Word Excel	Word95 以上 一太郎 8.0 以上 Excel95 以上
電子媒体	CD - R 又は MO	CD - R	CD - R	CD - R
電子媒体に 貼るラベル について	電子媒体ラベルへ の直接署名又は押 印欄の記載なし	電子媒体 CD-R の ラベルへの直接署 名又は押印。電子 媒体の原本性を証 明する文書を納品 時に提出	電子媒体 CD-R の ラベルに受発注者 が直接押印する欄 を明記	電子媒体 CD-R の ラベルへの直接署 名又は押印欄の記 載なし
検査体制	記載なし	検査範囲：受発注 者間での協議。 検査機器：発注者 が用意 (機器の操作：受 注者*2)	検査範囲：電子化 を行った全ての成 果品 検査機器：発注者 が用意 機器操作：受注者	記載なし

1 異なる CAD ソフトの間でも、CAD 図面のデータを読み書きしやすいように開発したファイル形式。p21 形式とその簡易版の sfc 形式の 2 種類がある。

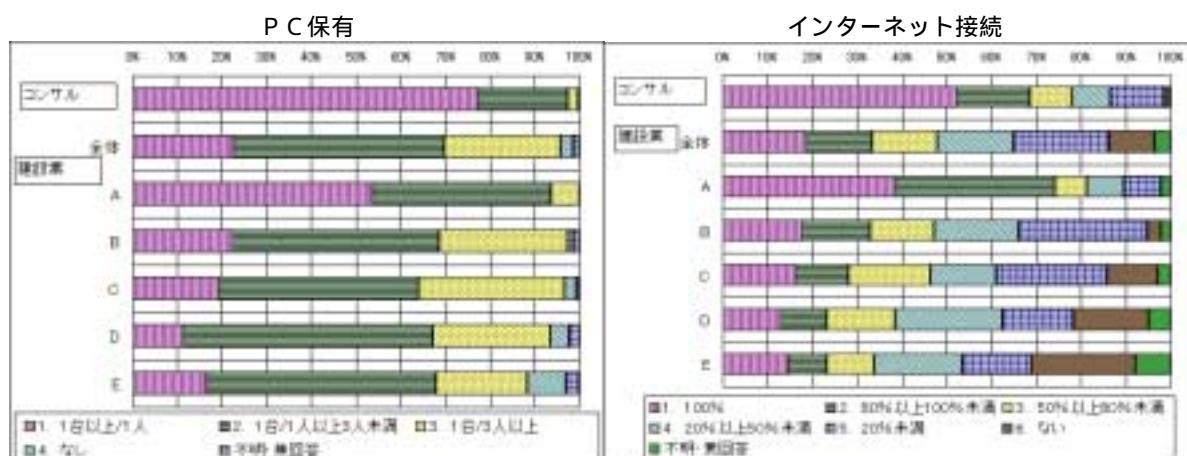
2 事前協議ガイドラインから

3 国の要領へ対応困難な企業に対する当面の措置として作成されている。

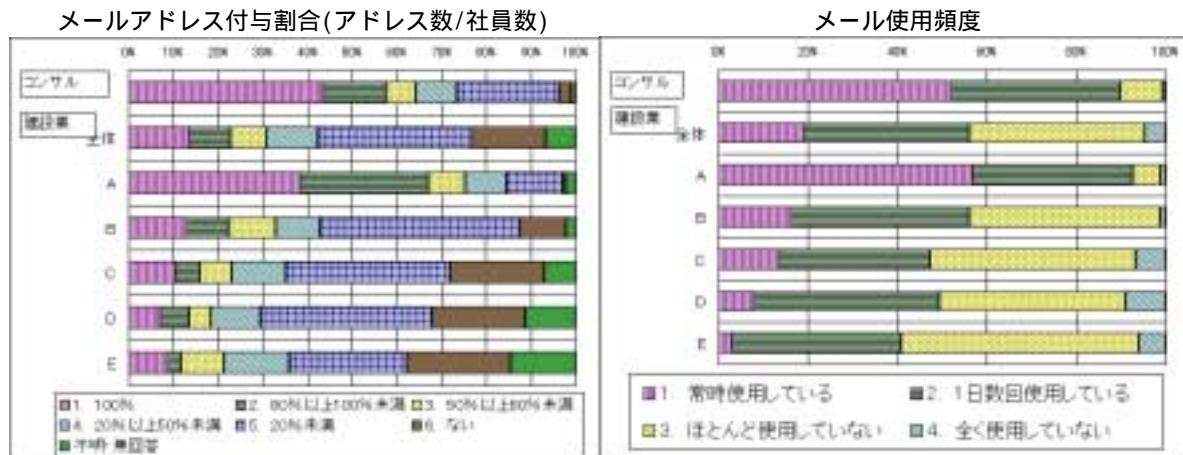
(2) 受注者の状況と課題(H14.7 調査実施・本県入札参加資格者の半数を対象とし 5 割から回答)

パソコンの配備はコンサルタントが抜き出ている。8割程度の会社で一人一台が達成されている。

インターネット接続については、コンサルではほとんどが接続済みであり全てのパソコンが利用できるのも 5 割にのぼる一方で、建設業では 1 割程度で未接続となっている。

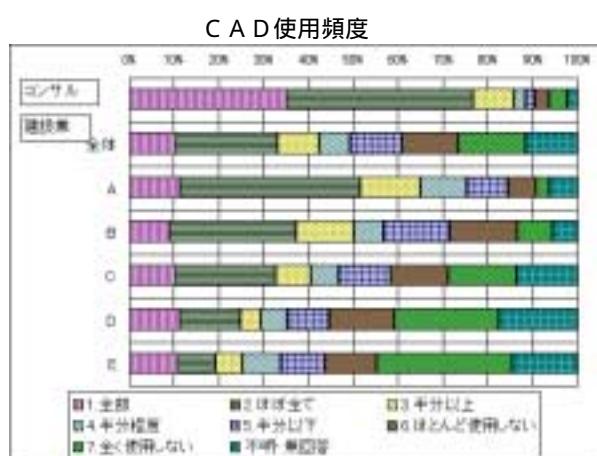


社員の半数以上がメールアドレスを持っている会社の割合は、コンサルと建設業のAランクは7割程度だが、建設業のBランクでは3割程度に落ちる。
また、メールを常時使用しているのはコンサルと建設業Aである。



C A Dの使用頻度については、コンサルに至っては8割の業者がほぼ全ての面をC A Dで描いている。建設業についてはAランクが5割となっており、Bランク以降段階的に割合が下がっている。

なお、コンサルの「ほぼ全て」以上の割合の内訳を詳細にみると、建設コンサルが8割弱に対し建築設計事務所はほぼ10割となっている。

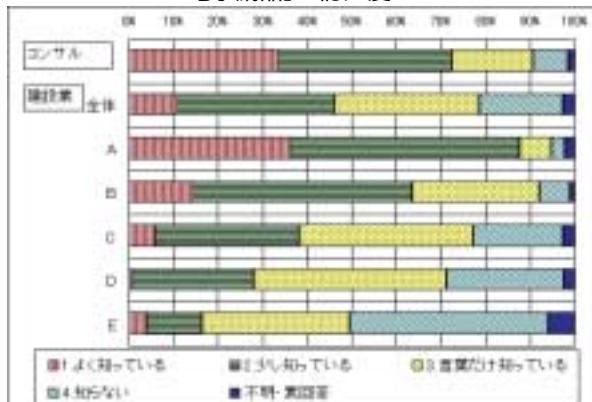


「電子納品」という用語の認知度は、「少し知っている」以上の回答は、建設業のBランクでも6割を超える。建設業のCランク以降は「言葉程度しか知らない」の割合が高い。

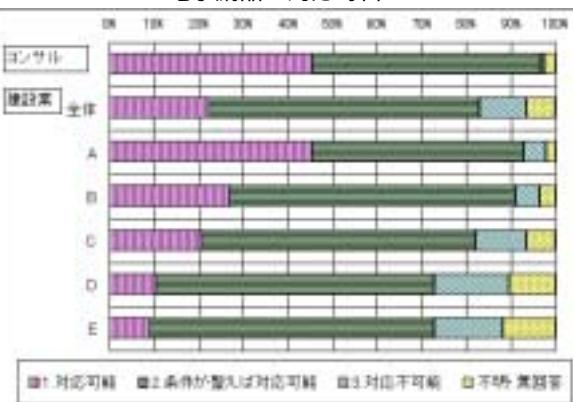
電子納品が「対応可能」と回答したのはコンサルと建設業Aが4割強。ランクに関係なく「条件整えば可能」が多くを占める。条件としては「経験・技術が十分整えば」の割合が高い。

また、実験的取組への参画は、コンサル、建設業A・Bであれば5割以上が「参加」表明。

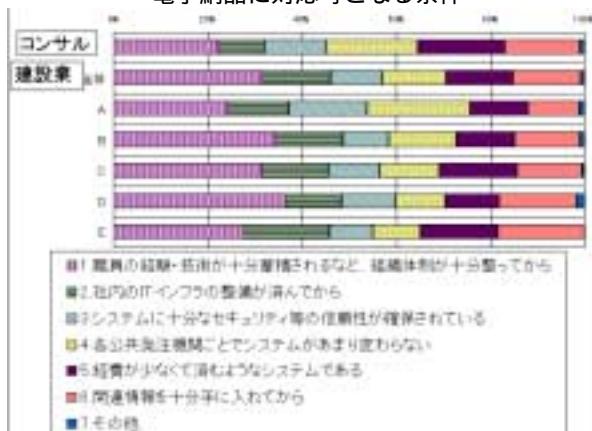
「電子納品」の認知度



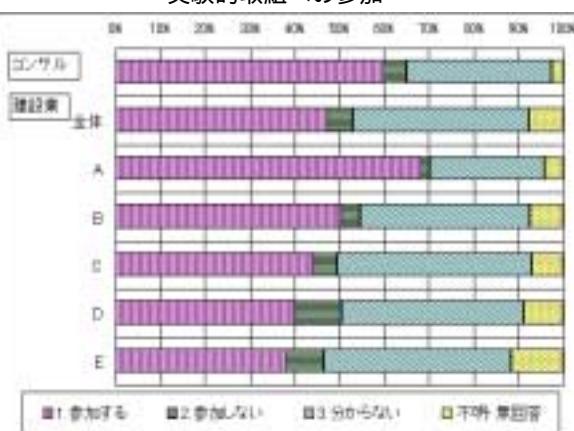
電子納品の対応可否



電子納品に対応可となる条件



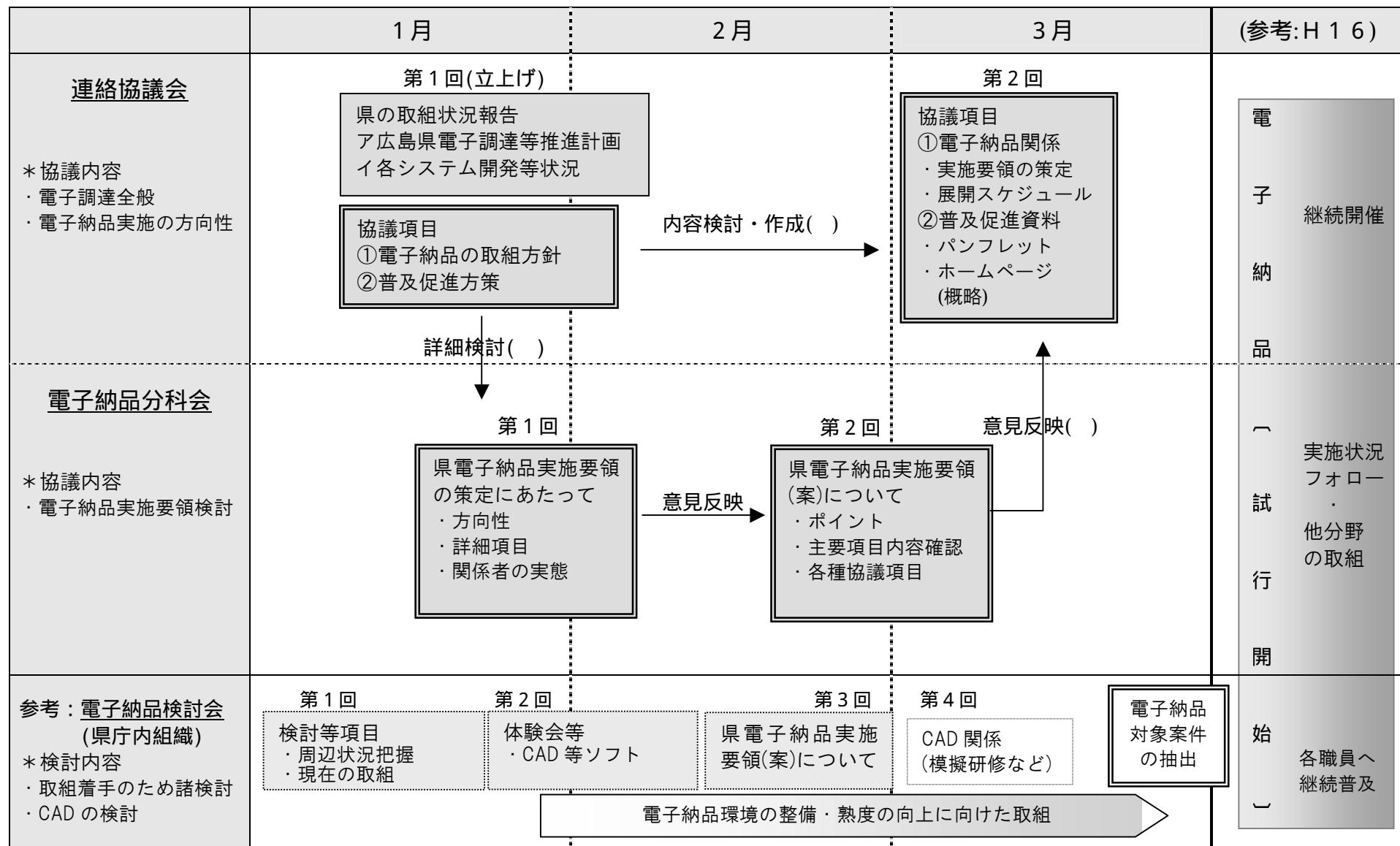
実験的取組への参加



(3) 県の状況

- 地方機関（県立学校・警察署を除く）を含め、一人一台のパソコン配備・インターネット接続を平成14年度までに完了。
- 導入済みの標準ソフトとしては、MSオフィス(ワード・エクセル等)やノーツ(メール、掲示板等)がある。公共事業部局では、この他に積算業務や工事等執行・管理用のシステムを開発・導入している。
- 電子納品の取組において鍵を握るCADソフトについては、基本的には未導入である(建築関係部局を除く)。
- 土木分野において、成果品の電子データ化への取組としては、デジタル工事写真の任意提出に留まっており、CALS/ECSへの取組はまだまだこれからの状況である。

平成15年度の検討内容と進め方【電子納品関係】



広島県CALS/ECC連絡協議会による普及促進活動について

平成16年1月20日

1 主旨

本県における電子納品の実施は、当面段階的な導入を予定しているが、今後、順次各受注者の実務担当者レベルにまで関連することとなる。従って、県の取組状況等に関するなアナウンスを行い、本格展開時期までにできる限りの準備を促す必要があるため、CALS/ECCの取組に関する普及促進活動を実施する。

2 実施主体

受発注者一体となって進める観点から連絡協議会を中心に行う

3 実施方法

隨時利用可能なものとして、今年度中を目途にパンフレットとホームページを作成し、来年度以降の普及活動に利用することとする。

また、新たにシステム導入する場合など、節目の時期にはその他の広報媒体も上記媒体と併せて活用する。

なお、普及促進は、受注者だけでなく、県内市町村や外郭団体など県以外の発注者に対しても必要であることを十分考慮しながら行うものとする。

4 各媒体の構成・内容(案)

(1)パンフレット

項目 (案)	サイズ
表紙（「広島県におけるCALS/ECCの推進について」）	A4 1枚
CALS/ECCの目的・効果・将来像と県内現状	A4 2枚
各手続の取組の方向性とシステム等概要・イメージ	A4 2枚
取組スケジュール・各手続の推進方策・その他	A4 1枚

(2)ホームページ

業者をはじめとして、インターネットを通じて広く一般向けに広島県のCALS/ECCの取組状況を紹介し、普及促進に活用可能なホームページ(Webサイト)とする。

項目 (案)
トップページ：概要紹介、各ページ・システムへのリンク
連絡協議会のページ：会議状況紹介、資料・議事録
電子調達等推進計画と各手続に関するシステムの概要紹介
CALS/ECCとは何か・掲示板(受注者等 - 管理者)・関係様式集ダウンロード
その他事例等紹介・メールフォーム

5 その他

パンフレット完成後は、連絡協議会会員に関する機関を中心に一定部数を配布する。